

## 6月定例会 意見書・決議案討論 西脇いく子議員

日本共産党の西脇郁子です。日本共産党府会議員団を代表しまして、ただ今議題となっています我が党提案の6件の意見書案および3件の決議案全てに賛成の立場で討論を行います。

はじめに河井前法務大臣夫妻の公選法違反事件の徹底解明と政府の説明を求める意見書案についてです。

法務行政をつかさどる法務大臣相経験者が、買収で刑事責任を追及されるのは前代未聞であるばかりか、現職国会議員が夫妻そろって票をカネで買った疑いで逮捕されたのも例がありません。両氏は直ちに議員辞職すべきという声は圧倒的な国民の声です。さらに重大なのは、克行氏を側近ポストに起用し続け、案里氏を選挙に担ぎ出し大々的に当選に肩入れをした安倍晋三首相の責任です。昨年7月の参院広島選挙区での河井克行前法務大臣・衆院議員と妻の案里参院議員の買収容疑で、新たに明らかになったことは、安倍、克行両氏が昨年首相官邸で複数回面会し、その前後に自民党から巨額の資金提供が繰り返されていた事実が浮上したこと、案里容疑者の後援会長に「安倍さんから」と言って克行容疑者がお金を渡していたことです。自民党本部からの1億5000万円をめぐる、安倍晋三首相に「買収目的交付罪」の疑いも浮上しているのです。安倍首相は、予算員会の集中審議を直ちに開いて、これらの問題についてすべて国民に説明すべきです。朝日新聞の世論調査でも安倍首相の説明は不十分が80%にまでなっています。これまでの首相自身の「森友」「加計」「桜を見る会」に続く今回の問題は、モラル崩壊・国政私物化に反省のない安倍首相自身と、これまで容認してきた政権そのものの資質と責任が問われる問題です。

次に消費税の減税を求める意見書案についてです。

消費税10%への増税で消費が大きく落ち込んでいたところに、新型コロナ感染が追い打ちをかけ、京都府内でも、飲食店や土産物店、民宿、老舗の旅館などが軒並み休業に追い込まれこのまま廃業せざるをえないところも少なくありません。そもそも、所得の少ない人ほど重くのしかかる逆進性は、消費税の宿命的な害悪であり、どんな小手先細工によってもそれを是正することはできません。「生計費非課税」の原則に真っ向から反し、今回のコロナ禍では、とりわけ経済的・社会的に弱い立場に置かれている人々に大きな犠牲が強いられ、格差と貧困を広げていますが、それらの暮らしに困窮する人々に最も無慈悲に襲いかかる最悪の不公平税制が消費税です。最終的に安倍政権が消費税10%増税の対策の目玉として打ち出した政策の中で、残っていたキャッシュレス決済によるポイント還元も本日で終了となっています。

ドイツのメルケル政権は、日本の消費税にあたる付加価値税の3%減税を実施すること

を決めました。こうしたなかで、日本政府も消費税の減税を決断すべきだという声が、与党内からも上がっています。今こそ小手先の増税対策ではなく、消費税減税こそ必要です。

次に国民のいのちと健康を守るために医療機関や介護施設・事業所に大規模な財政支援を求める意見書案についてです。

国の第2次補正予算には、医療従事者や介護従事者への慰労金が盛り込まれました。第1波の中で、資器材不足や人手不足の中で奮闘していただいた方々へ、こうした支援制度を一日も早く現場に届けることが求められています。同時に、こうした新たな取り組みが現場の声と運動によって実現する一方で、医療機関、介護施設・事業所などが求める、患者や利用者の減少による減収への補填には、未だに対策が見えてきません。京都保険医協会が実施された医療機関への緊急アンケートでは、受診抑制で9割以上が収入減で、閉院も口にせざるを得ないという状況が迫っており、このままでは地域医療に深刻な事態をも引き起こしかねない状況が明らかになっています。第2波・第3波に備える上では、国民のいのちと健康を守るすべての医療機関、介護施設・事業所が、引き続き事業を継続できるようにすることが、極めて重要であり、少なくとも、前年同月の収入を保障するなど、必要な財政支援を急ぎ実施する必要があります。

次に新型コロナ禍に伴う学生への支援の継続と強化を求める意見書案及び決議案についてです。

コロナウイルスによる家計の収入減少、およびアルバイト先の休業等による学生本人の収入減少が学生に直撃しています。本議会に陳情された学生団体・FREE京都による調査では、4人に1人の学生が休学・退学を検討されている状況です。このことは16万人の学生を有する本府の地域経済にも深刻な影響をもたらしており、学生向けのマンションや飲食店などにとっても大きな痛手となっています。

ところが、政府の学生支援については、学生支援給付金の対象は全学生の1割程度、修学支援新制度も要件が「住民税非課税世帯」並みときびしく、困窮するすべての学生を対象とした制度にするべきです。国会では野党共同で全学生を対象に授業料の半額免除など支援法案を提案いたしました。本来、学業に専念すべき学生がアルバイト収入なしに生活できないような高学費の是正こそが必要です。また、雇用情勢の悪化に対する対策も必要です。よって、本意見書への賛同を求めるものです。さらに、本府には全国から日本の将来を担う学生が集まることから、本府独自の支援が必要であり、決議についても賛同を求めるものです。

次に少人数学級の実施など、子どもの豊かな学びと安全の保障を求める意見書案と、コロナ禍の下、高校入試制度の改善を求める決議案についてです。  
新型コロナ禍で、締めくくりと新たな学年のスタートの大切な時期の3ヶ月の休校は、子

どもたちには、はかりしれない影響を与えました。子どもたちは、かつてないような不安やストレスをため込んでいます。こうした子どもを受け止める手厚い教育が必要です。そのためには、教員を増やし、学校現場の創意工夫をした中で実施する柔軟な教育が求められています。学校現場では、「40人学級」では、感染防止のための「身体的距離の確保」ができないという重大な問題に直面しています。学校再開直後の学校では、20人程度の授業とするために「分散登校」が取り組まれました。しかし、現在の教員数では「40人学級」に戻らざるを得ません。これでは子どもの安全を守り、行き届いた教育を行うことができません。少人数学級は、学習を豊かにするうえでも重要な教育条件であり、すべての小中高校等において、少人数学級の実現が求められています。同時に学校では、感染防止対策における教員の負担を軽減するため、消毒作業等をサポートする人員の配置、学習要領の弾力化に踏み出すことも求められています。

また、高校受験を控えた中学3年生、その保護者、教員の不安や焦りは大きくなっています。文科省は、本年5月に、来年度の高校入試について「入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう」「出題範囲や内容・方法について、地域における学習状況を踏まえ、実施者の判断において、必要に応じた適切な工夫を講じる」よう通知しています。本府の高校入試制度についても、現行制度のまま実施すればさまざまな問題と矛盾が生ずることが予想され、この機に見直す必要があります。

とりわけ、3段階選抜制度の前期選抜は、今年度は5600人を超える不合格者を生んでおり「中期選抜で多くの生徒が合格できるのに、わざわざ不合格を体験させることがいいのか」「3年生のクラスの中でも合格・不合格が出てバラバラにされ、授業が成り立たない」との声や、「府立の入試はしんどい」と私立高校に行くという声も聞きます。さらに、コロナ禍で、中学3年生の授業時間確保も大変な下、従来通りの前期選抜が実施されれば、府教委が進める高校特色化とあわせて、いっそう競争や格差が助長されることも危惧されます。そこで、いまこの機に、高校入試のあり方を見直す検討を行い、前期選抜については、来年度からは実施しないとすること、また、来年度の入試の出題範囲については、中学生の実情もふまえ限定することが必要です。

次に舞鶴市パーム油発電所誘致・建設計画の中止の決断を求める決議案についてです。この計画は、2016年4月に前知事が日立造船の会長と社長あてに「パーム油発電所を新たに舞鶴市に建設して頂きたい」「財政面含めて全面的に支援する」信書を送り、実際に府有地の提供を行うなど、京都府が積極的に誘致・推進してきたものです。地元の喜多地区が実施されたアンケートでは9割以上が反対するなど、住民の大きな反対運動のもと、パーム油発電の出資企業が次々と撤退を表明し、本年4月22日には、3社目となるAmp株式会社撤退を表明いたしました。さらに先日、日立造船の定期株主総会で「案件は立ち消えになる」「パーム油発電に取り組むことはない」と説明してきたことが報道されました。この間、圧倒的な住民の反対の声や、パーム油発電そのものが地球温暖化対策に逆行する

ものであるというWWFジャパンなどの指摘にも背を向け続けてきた本府の責任は重大です。舞鶴市での計画の中止はもちろん、今後、福知山市でのパーム油発電も含めて、本府の根本的な反省と政策の転換が求められています。

次に刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書案についてです。

全ての人が平和のもとに暮らせる社会の実現のためにも、無実の者が誤って犯人にされ、処罰されることなどあってはなりません。再審は、無実の人達を救済し、人権保障するための「最終手段」です。長い年月を経てようやく再審開始決定を得ても、それに対する検察官の不服申立てによって、更に審理が長期化し、時には再審開始決定が取り消され、振り出しに戻るといった事態も繰り返されてきました。今回、府議会に本意見書案提出を請願された国民救援会は、1928年の創立以来、全国で一貫して冤罪被害者の救援運動に尽力してこられました。その多くの冤罪が見込み捜査や別件逮捕、長期の拘留での自白の強要といった厳しい取り調べでその供述をさせられ、その自白調書が証拠とされてきました。13年間もの拘束を経た滋賀県の湖東記念病院の西山美香さんの例も、もし、警察が集めたすべての証拠を送検し、検察官がすべての証拠を開示していれば、自然死の可能性を述べた解剖医の意見なども明らかになり、起訴そのものに影響を与えたことに疑いはありません。しかも再審開始決定に対して、検察が不服申し立てを行い、いたずらに救済を先延ばしする姿勢を取ったことも重大です。西山さんの失った貴重な時間は、決して元に戻ることはありません。この事件を担当された大津地裁の大西裁判長は「取り調べや証拠開示などが一つでも適切に行なわれていれば逮捕・起訴はなかったかもしれない」「刑事司法に関わる関係者が自分のこととして考え、改善に結びつけなくてはならない」と指摘されているのです。

心から皆さまの賛同を求めまして、以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。